（削る）

（削る）

（削る）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○環境省令第五号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　環境大臣　中川　雅治

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（国際協力・環境インフラ戦略室）	（新設）
第十一条　国際連携課に、国際協力・環境インフラ戦略室を置く。	
2　国際協力・環境インフラ戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一　環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務（海外における専ら環境の保全を目的とする事業並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事業の展開の促進に関するものを含む。）の総括に関すること。	
二　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。	

（国立公園利用企画官の設置期間の特例）

第二十一条　第二条第二項の国立公園利用企画官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（技術企画官及び放射線健康管理官の設置期間の特例）

第二十二条　第二条第二項の技術企画官及び放射線健康管理官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵技術企画官の設置期間の特例）

第二十三条　第二条第二項の中間貯蔵技術企画官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　国際協力・環境インフラ戦略室に、室長を置く。

第十二条～第二十三条　（略）

（企画官）

第二十四条　環境再生・資源循環局に、企画官二名を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

第二十五条・第二十六条　（略）

第二十七条　原子力規制委員会については、原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の定めるところによる。

第二十八条　（略）

第十一条～第二十二条　（略）

（企画官）

第二十三条　環境再生・資源循環局に、企画官二名を置く。

2　企画官は、命を受けて、環境再生・資源循環局の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十四条・第二十五条　（略）

第二十六条　原子力規制委員会については、原子力規制委員会規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の定めるところによる。

第二十七条　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○環境省令第六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　環境大臣　中川　雅治

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。